

情報通信基盤整備推進補助金

(データセンター等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業)

執行団体公募要領

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課

1 公募の概要

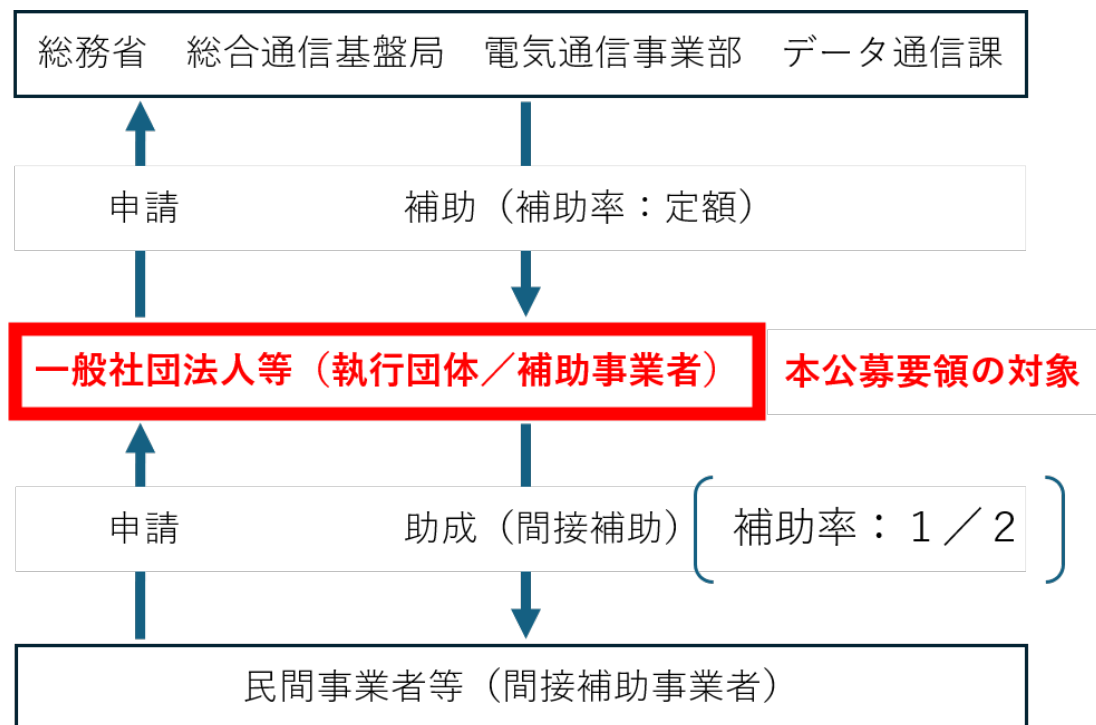
「データセンター等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」は、データセンター、インターネット接続点（インターネットエクスチェンジ（IX））等を整備しようとする民間事業者等（以下「間接補助事業者」という。）に対して、総務省から必要な経費（助成費及び事務費）の補助を受ける執行団体（補助事業者）を通じて、その整備事業（以下「間接補助事業」という。）に係る費用の一部を補助することとしています。この執行団体について公募を行うものです。

なお、間接補助事業については末尾の「間接補助事業の概要」を参考にしてください。

2 申請に当たって

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び情報通信基盤整備推進補助金交付要綱（一般社団法人等によるデータセンター等整備用）（令和8年7月24日総基デ第58号）に定めるほか、本公募要領の規定に基づき実施します。

3 事業スキーム



4 本事業の内容

間接補助事業の助成に係る交付規程を、総務省と協議の上、定めるとともに、間接補助事業者の公募、申請受付、交付決定、額の確定、助成金の交付等、間接補助事業への助成に必要な業務で

す。具体的な業務は以下のとおりです。

- ① 交付規程の策定
- ② 間接補助事業者の公募
- ③ 間接補助事業者の公募に関する評価会の開催
- ④ 間接補助事業者の内示に係る業務
- ⑤ 間接補助事業者の交付申請の受付及び提出書類の審査に係る業務
- ⑥ 総務省への交付申請
- ⑦ 間接補助事業の交付決定に係る業務（交付決定通知書の発出）
- ⑧ 間接補助事業の進捗状況管理、相談等対応
- ⑨ 間接補助事業の事故報告及び変更承認等に関する対応
- ⑩ 間接補助事業の助成金の額の確定及び支払
- ⑪ 総務省への実績報告業務
- ⑫ ウェブサイト等での本事業の公募に関する情報発信
- ⑬ 財産処分についての対応
- ⑭ 追跡調査
- ⑮ その他助成事業を行うために必要な業務

5 補助対象経費の区分及び金額

本事業の補助対象経費は、データセンター等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業の遂行に必要な経費であり、以下のとおりとしますが、最終的な実施内容、交付申請額については、総務省と調整した上で決めていただきます。

（１） 助成費（補助金額：今後、間接補助事業者の申請に基づき決定）

間接補助事業の費用の一部を助成するために要する経費。総務省が執行団体（補助事業者）に対し、間接補助事業者に対する助成額の全額を交付します。

※実際の業務においては、間接補助事業者から補助金申請を受け付けた場合に、その都度、執行団体において申請書類を審査し、必要な助成額について総務省へ交付申請を行うこととなります。

経費区分	内容
助成費	<u>間接補助事業者がデータセンター等を整備する場合に、その費用の一部を助成するための経費</u>

（２） 事務費

助成費を除く、本事業の遂行に必要な経費。

経費区分	内容
事務費	<u>本事業を行うにあたって必要な最低限の事務費（事務費に係る経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）</u>

- ① 人件費 : 本事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
- ② 旅費 : 本事業を行うために必要な国内出張に係る経費
- ③ 会議費 : 本事業を行うために必要な会議等に要する経費
- ④ 備品費 : 本事業を行うために必要な物品（本事業のみで使用されることが確認できるものに限る。）の購入・製造に必要な経費
- ⑤ 消耗品費 : 本事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（本事業のみで使用されることが確認できるものに限る。）の購入に要する経費
- ⑥ 補助員人件費 : 本事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
- ⑦ システム費 : 本事業で使用するシステム等の構築・運営に関する経費
- ⑧ 広報費 : 本事業の公募・採択を周知するホームページの運営に関する経費
- ⑨ その他諸経費 : 本事業を行うために必要な経費であって、上記の区分に属さないもの。ただし、本事業のために使用されることが特定・確認できるものに限る。

なお、令和 8 年度予算額は以下のとおり。

令和 8 年度～令和 12 年度国庫債務負担行為

総額	20,938,000 千円
令和 8 年度	25,000 千円

6 補助金の支払い

（１）助成額の確定方法

それぞれの間接補助事業の完了後、必要に応じて現地調査も行った上で、実績報告書等の書類に基づいて審査を行い、間接補助事業への補助金額（助成額）を確定します。補助金額は、間接補助事業の補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出にはその収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。

なお、総務省や会計検査院が補助対象外と判断した費用については、間接補助事業者へ補助金を支払済みであっても、その返還を求めることになりますのでご注意ください。

（２）補助金の支払い時期

データセンター等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業は、執行団体（補助事業者）から全ての間接補助事業者へ助成費が支払われることをもって事業完了となります。執行団体への補助金（助成費及び事務費）の支払いは、原則として、事業完了後の精算払いとなります。

なお、事業完了前の支払い（概算払い）は、財務省の承認を受ける必要があります。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、データ通信課にご相談ください。

7 スケジュール（予定）

- 執行団体の公募 : 令和8年7月31日～8月21日
- 執行団体の採択内示（※1） : 令和8年9月上旬
- 交付決定（助成事業の開始） : 令和8年9月中旬以降
- 交付規程の策定（※2） : 交付決定後速やかに
- 間接補助事業者の申請受付 : 令和8年9月中旬以降
- 執行団体による総務省への実績報告 : 令和9年3月末までに

※1 採択内示後に改めて交付申請書様式による申請を求めます。

※2 交付規定案を作成し、総務省の承認を受ける必要があります。

8 補助事業者の応募資格

- ① 日本に拠点を有する一般社団法人又は一般財団法人であること。
- ② 日本全国で事業を展開することができること。
- ③ 事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ④ 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑤ 事業完了後、会計検査対応などのために必要となる文書を適切に管理し、必要な期間保存できること。
- ⑥ 総務省及び他省庁等において指名停止期間中の者でないこと。
- ⑦ 「5 補助対象経費の区分及び金額（2）事務費」に関しての資力、資金調達能力を有していること。

9 申請手続について

（1）申請期間

令和8年7月31日（金）から令和8年8月21日（金）12時（必着）まで

（2）申請書類

- ① 公募申請書
- ② 事業実施計画書
- ③ 法人の概要が分かる説明資料
- ④ 過去3年の決算報告書（キャッシュフロー計算書を含めること）
- ⑤ その他参考資料等

（3）申請方法

電子メール又は総務省が指定する大容量ファイル転送システム等により、申請書類の電子データを提出してください。

（4）提出先及び問い合わせ先

〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2 中央合同庁舎第 2 号館

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

電話：03-5253-5852

メール：datacenter[atmark]soumu.go.jp （[atmark]は@に置き換えてください。）

10 審査

（１）審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

（２）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① ８の応募資格を満たしているか。
- ② 提案の内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案の内容が事業の目的に合致しているか。
- ④ 本事業を円滑に執行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する十分な知見及び実績を有しているか。
- ⑥ 本事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑦ 本事業の遂行に当たって、その効果を高めるための創意工夫がなされているか。
- ⑧ 本事業の実施に際して知り得た情報について、適正に管理し、事業の目的以外で利用しないような体制を取っているか。
- ⑨ 事務費（助成費を除く、助成事業に必要な経費）の見込みが明確かつ合理的であり、経済性が考慮されているか。
- ⑩ 助成事業の早期の実施が可能となっているか。

11 その他

- （１）交付決定日以前に発生した経費は補助対象となりません。
- （２）事業への申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければなりません。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

12 参考資料等

- （１）情報通信基盤整備推進補助金交付要綱（一般社団法人等によるデータセンター等整備用）
- （２）公募申請書 様式
- （３）事業実施計画書 様式

(参考) 間接補助事業の概要

民間事業者等（間接補助事業者）が、情報通信基盤整備推進補助金交付要綱（一般社団法人等によるデータセンター等整備用）に定める特定電気通信施設等を、特定の地域※において設置等する事業です。間接補助事業の助成対象経費及び補助率は以下のとおりです。

経費区分	内容
(1) 施設・設備費	ア 特定電気通信施設、特定電気通信設備又はインターネットエクスチェンジ設備に必要な次の施設・設備の設置又は改修に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) 局舎・建物 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 非常用発電機 (カ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (キ) 空調設備 (ク) 耐震/制震/免震設備 (ケ) 消火/消防設備 (コ) セキュリティ設備 (サ) 送受信機 (シ) 伝送用専用線 (ス) ケーブル (セ) サーバ類（特定電気通信設備又はインターネットエクスチェンジ設備として用いるものを含む。） (ソ) ネットワーク機器 (タ) 記憶装置 (チ) 監視設備 (ツ) 制御装置 (テ) 測定器 (ト) その他事業を実施するために必要な経費 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置又は改修に要する経費 ウ 附帯工事費
(2) 用地取得費・道路費	ア 前号の施設・設備を設置又は改修するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ 附帯工事費

(補助率) 助成対象経費の2分の1

※ 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県以外の区域